

公益財団法人日本ライフセービング協会

パトロールユニフォーム規程

(目的)

第1条 本規程は公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の指定するパトロールユニフォームについて着用等必要な事項を定め、その遵守をはかることを目的とする。

(ユニフォーム)

第2条 本規程においてパトロールユニフォームとは、本協会が提供及び販売する以下のものとする。

- (1) パトロールキャップ
- (2) パトロールハット
- (3) パトロールキャップ（つば有り）
- (4) パトロールシャツ（SURF LIFESAVER／黄色シャツ）
- (5) パトロールシャツ（BEACH PATOROL／白シャツ）
- (6) パトロールパンツ
- (7) パトロール水着
- (8) パトロールラッシュガード

(着用の要件)

第3条 パトロールユニフォームを着用できるのは、以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本協会、都道府県ライフセービング協会、加盟クラブのライフセービングに関する活動に携わる者。
- (2) 以下に挙げる本協会の資格のいずれかを有している者。
 - 1) ウォーターセーフティ・インストラクター
 - 2) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター
 - 3) ウォーターセーフティ
 - 4) B L S ・インストラクター
 - 5) B L S ・アシスタントインストラクター
 - 6) B L S
 - 7) サーフ・ライフセービング・インストラクター
 - 8) サーフ・ライフセービング・アシスタントインストラクター
 - 9) アドバンス・サーフ・ライフセーバー
 - 10) ベーシック・サーフ・ライフセーバー
 - 11) プール・ライフガーディング・インストラクター
 - 12) プール・ライフガーディング・アシスタントインストラクター
 - 13) アドバンス・プール・ライフガード
 - 14) プール・ライフガード
 - 15) I R B ・インストラクター
 - 16) I R B ・アシスタントインストラクター
 - 17) I R B ドライバー
 - 18) I R B クルー
 - 19) ジュニア・ライフセービング・インストラクター
 - 20) ジュニア・ライフセービング・アシスタントインストラクター
 - 21) リーダー
 - 22) P W R C ・インストラクター

- 23) PWRC・アシスタントインストラクター
- 24) PWRCオペレーター
- 25) PWRCクルー

(着用の義務)

- 第4条 パトロールユニフォームを着用する者は、ライフセーバーであることの自覚と誇りを持って着用するものとする。
- 2 本協会に登録しているクラブは、監視及び救助の活動を始めとするライフセービングに関わる活動の際には、原則としてパトロールユニフォームを着用するものとする。

(保管と廃棄)

- 第5条 パトロールユニフォームは、常に清潔を心がけ、破損、汚損、色褪せを防ぎ、また加工、落書き等することのないよう、その効用または機能を完全に保持するように心掛けるものとする。
- 2 本協会に登録しているクラブは、パトロールユニフォームが紛失、盗難により悪用されることのないよう管理を徹底するものとする。
 - 3 パトロールユニフォームを廃棄する際には、裁断するなどの適切な処理をするものとする。

(パトロールユニフォームへの表示)

- 第6条 パトロールユニフォームに表示できるのは、本協会名、本協会ロゴマーク、本協会に登録しているクラブ名、クラブロゴマーク、活動地域名、活動場所名、広告及び製造メーカー識別標章（製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク）とする。

(広告の掲示)

- 第7条 本協会に登録するクラブは、本協会の許諾によりクラブをサポートする企業等の広告（企業名、企業ロゴマーク、商品名、商品ロゴマーク等）を掲示することができる。
- 2 掲示される広告の様式は、事前に本協会の事務局と相談の上で決定するものとする。
 - 3 掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。
 - 4 掲示された広告が不相当であると本協会が判断した場合には、登録しているクラブに対して広告掲示を停止させることができる。

(禁止事項)

- 第8条 パトロールユニフォームについて次の事項を禁止する。
- (1) パトロールユニフォームを第三者に譲渡、貸与ならびに売却すること。
 - (2) 本協会が許諾する以外の広告、商標及びロゴマーク等を、パトロールユニフォームに掲示すること。
 - (3) 本協会が許諾する以外の第三者等の商業目的の宣伝活動に、パトロールユニフォームを着用して出演ならびに協力すること。
 - (4) パトロールユニフォームに、政治的、宗教的または個人的なスローガン、メッセージまたはイメージを表示すること。また政治的及び宗教的な活動に使用すること。
 - (5) ライフセービングに関わる活動以外に着用すること。ただし本協会の事業において、本協会が必要と認めた場合はその限りではない。
 - (6) パトロールユニフォームを意図的に毀損・加工すること。ただし本協会の事前承認が得られた場合にはこの限りではない。

(改廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則
制定 2019 年 4 月 1 日
改定 2023 年 3 月 20 日